

文 教 厚 生 委 員 会 記 録
＜ 第 1 号 ＞

平成21年第3回沖縄県議会（2月定例会閉会中）

平成21年4月30日（木曜日）

沖 縄 県 議 会

文教厚生委員会記録<第1号>

開会の日時

年月日 平成21年4月30日 木曜日
開 会 午前10時3分
散 会 午前11時59分

場 所

第2委員会室

議 題

- 1 医療及び保健衛生について（県立病院のあり方について及び医療現場の現状について）
- 2 視察調査日程について（追加議題）

出席委員

委員 長	赤 嶺	昇 君
副委員 長	西 銘	純 恵 さん
委 員	桑 江	朝千夫 君
委 員	佐喜真	淳 君
委 員	仲 田	弘 毅 君
委 員	翁 長	政 俊 君
委 員	仲 村	未 央 さん
委 員	渡嘉敷	喜代子 さん
委 員	上 原	章 君
委 員	比 嘉	京 子 さん
委 員	奥 平	一 夫 君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

福	社	保	健	部	長	奥	村	啓	子	さん	
医	務	課	副	参	事	砂	川		靖	君	
病	院	事	業	局	長	知	念		清	君	
病	院	事	業	統	括	監	小	川	和	美	君

○赤嶺昇委員長 ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

本委員会所管事務調査事項医療及び保健衛生に係る県立病院のあり方について及び医療現場の現状についてを議題といたします。

本日の説明員として、福祉保健部長及び病院事業局長の出席を求めています。

まず初めに県立病院のあり方について福祉保健部長の説明を求めます。

奥村啓子福祉保健部長。

○奥村啓子福祉保健部長 説明いたします。県は、平成21年3月23日、沖縄県医療審議会から、県立病院のあり方に関する基本構想について答申を受けました。

答申は、医療を提供する立場を代表する者、医療を受ける立場を代表する者、病院経営に携わる者及び学識経験者から構成される10人の委員による7回にわたる真剣な審議を経て行われたものであり、最大限尊重すべきものであると考えております。

しかし、答申のうち経営形態の問題につきましては、答申の内容を尊重しつつも、慎重な判断を求める県議会の決議等を踏まえ、その内容を一部変更する

形で、関係部局で合意の上、県として方針案を取りまとめ、各病院長、県議会議員の皆様及び市町村長への説明を行ったところであります。

改めて、基本方針の内容を申し上げますと、まず、県立病院事業の経営形態については、沖縄県医療審議会の提言の趣旨を尊重し、財政負担を抑制しながら病院経営の健全化を図り、持続可能な医療提供体制の確保を図ることを目的として、次の基本方針に基づき改革を進めることとします。

1 病院事業の経営形態は、平成24年4月を目途として、地方独立行政法移行することができるよう、平成21年度から移行に向けた取り組みを進める。

2 あわせて県は、今後県が提供する政策医療の内容、範囲及びそれに係る財政負担の基本方針を定める。

3 地方独立行政法人への移行に当たっては、県民の理解と県立病院職員の協力が得られるよう留意し、努力する。

4 県は、市町村に対し、県立病院運営への参画について提案し、協議を始めることとする。

5 病院事業局は、経営再建計画に沿った経営全般にわたる改革に取り組む。

6 病院事業局は、経営再建の成果を検証するため、毎年度外部有識者による評価を行い、その結果を公表する。

7 外部有識者の検証・評価のもと、経営再建の取り組みにより経営改善が実現し、持続的な経営の健全化が達成される見込みがある場合には、地方独立行政法人への移行を保留し、現行の経営形態での存続も検討する。

以上が、県の方針であります。

この方針は、審議会の答申だけではなく、県議会の要請をも尊重することになっているのではないかと考えております。

また、各病院長においても、この方針については歓迎する意向を示したところですので、委員の皆様におかれましても御理解を賜りますようよろしく申し上げます。

○赤嶺昇委員長 次に、医療現場の現状について病院事業局長の説明を求めます。

知念清病院事業局長。

○知念清病院事業局長 それでは医療現場の現状について御説明申し上げます。病院事業については、これまで経営面や運営面からさまざまな課題が指摘されてまいりました。

特に、県立病院の最大の経営課題である約100億円に及ぶ資金不足の解消等

財務面の健全性の確保については、非常に重要な課題であると認識しております。

この課題に抜本的に対応するため、公立病院特例債の活用、一般会計からの支援強化及び病院事業局の経営努力により、経常黒字化を図る経営再建計画を策定いたしました。この経営再建計画を実行することにより、平成20年度には約38億円あった不良債務が解消されるとともに、平成23年度には累積してきた資金不足が解消される見通しとなっております。

この経営再建計画の実行に当たっては、病院事業に携わるすべての職員が不転の決意で取り組むことを確認し、現在、各病院現場においてさまざまな経営改善の取り組みが行われております。

また、運営面からは、人事、組織、予算面で経営の自律性を高め、経営責任を明確化するとともに、経営企画人材の育成、確保など、事務部門の強化により、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できるよう運営体制を構築することが求められております。

これらの課題の解決に向けても、幅広い取り組みを開始しております。

看護師採用試験においては、平成20年度に受験年齢制限の撤廃や教養試験の廃止を行いました。

また、平成21年度から病院精神保健福祉や病院心理などの専門職員の採用試験を実施するとともに、民間経験者等を対象とした経営企画職員の選考採用試験を行うなど病院現場に必要とされる人材の確保に積極的に取り組んでおります。

定数増の観点から指摘のある7対1看護体制への移行については、検討チームを設置し、経営に与える影響、病床数の見直し、看護師確保等の課題について具体的な検討を始めており、定数条例の問題も含めて検討することとしております。

権限委譲の問題については、県立病院長ヒアリングでも病院長権限が弱いなどの指摘がありましたので、平成21年度から病院長への大幅な権限委譲を行い、現場力の強化に向けた取り組みを行っております。

経営の効率化を図ることについては、診療材料費縮減プロジェクトを実施し、平成20年度においては約3億8000万円の経費縮減を実現しました。現在、薬品費等にプロジェクトを拡大し、経営効率化の取り組みを進めております。また、DPCデータ分析プロジェクトの推進により、急性期病院にふさわしい医療の質の確保と経営の効率化の取り組みを行っております。

これらの経営課題の解決に向けた取り組みについては、外部の有識者などにより適切に検証・評価を行い、公表していくこととしております。

今回、福祉保健部が作成した県立病院のあり方に関する基本構想（案）に対しては、ただ今申し上げました医療現場の取り組みの現状を反映させる観点から修正意見を提出しております。

以上で、医療現場の現状についての説明を終わります。

○赤嶺昇委員長 福祉保健部長及び病院事業局長の説明は終わりました。

これより県立病院のあり方について及び医療現場の現状について質疑を行います。

なお、質疑答弁に当たっては挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 ただ今の説明を受けまして、質疑を行います。福祉保健部の最終的な経営形態に対する基本方針案、7点報告を受けて、これが議員に対する説明会の中です、第1点目の平成24年の4月をめどとして地方独立行政法人へ移行できるよう平成21年度、今年度から移行に向けた取り組みを開始するっていうその最初の1点目に対してです、やっぱりこれまでの病院事業局や県民の中から出た声にまともにこたえていないのではないかとということが指摘されたと思うんですよ。それで、お尋ねしたいんですけども、病院事業局のほうではこの福祉保健部から出された基本構想に対して、相当な訂正、削除が出ています。これに対して現在、今の時点で結構ですけども、福祉保健部としてです、この病院事業局の修正意見に対してどのような考え方を持っているのか、既に、修正意見は相当数あるんですけども、具体的な回答はもう出ているのかどうか、お尋ねします。

○奥村啓子福祉保健部長 今おっしゃるように病院事業局のほうからかなりの修正意見が出ておまして、これについては担当課のほうで、個別に個々にやっております、完全にとにかく、まだ調整する時点には至っておりませんが、週明け、連休明けぐらいには病院事業局と調整ができるような状態になるかと思っております。これについては、病院事業局の意見も最大限、私どもとしましては、確かに病院事業局の経営改革の取り組みに対する配慮が欠けていた部分もあるかと思っておりますので、その件については、その辺も踏まえて、真摯に対応していきたいと考えております。

○西銘純恵委員 具体的に、大まかに3点ほどお尋ねしたいんですけれども。これまでの病院事業での赤字、赤字の原因について双方の意見が大きく乖離する部分があるということで、赤字は何でできたと認識されているんですか。それと、現状認識、今現在の病院経営についていろいろな現状の指摘があるようですが、これについて大まかにどのように受けとめているか。もう一つは、最終の経営方針ですね、経営方針から先に今度発表されたものですから。この2つの点を踏まえて、行政独立法人化を1点目に経営方針として持ってきたって、この3つについてお尋ねをしたいと思います。どうしてかっていうこと。

○砂川靖医務課副参事 3点のうち、赤字の原因等については基本構想で直接言及しておりませんで、資金繰りの悪化というようなことについて前段のほうで記述があるということでございます。経営形態の部分の7項目について、独立行政法人化が一番上に来ているということにつきましては、これは福祉保健部としてその答申を尊重するというスタンスがございますので、答申においては平成24年度をめどに独立行政法人化すべきであるというような提言が行われているということ踏まえて1番目に来ているということでございます。しかしながら、現在、病院事業局が取り組んでいる経営再建計画ということも踏まえて答申を一部変更する形の基本方針になっているということでございます。

○西銘純恵委員 1点目ですけれども、赤字の原因について資金繰りの悪化って一言で話しされたんですけれども、皆さんの今度の基本構想案の8ページですね、元利償還金への組みかえていう項目でやっぱりこれまでの累積赤字の問題が大きくふれられて病院事業局のほうから指摘がされていると思うんですよ。これについて、全く大きな問題だと見ていないんですか。県立中部病院が平成11年から平成13年までかけて改築が行われたと。そして南部医療センター・こども医療センターが平成16年から平成17年にかけて旧那覇病院をなくして、つくったと。一般的にはですね、県立病院っていうことであれば公共の施設ですよ。ですから、これの建設についてはしっかりとこの借り入れについての償還も、やっぱり県が責任を持って充てていくって立場をとるはずだけれども、ここはこの間、この大きな病院の改築事業に繰り入れができない状況が続いてきて、赤字、一般の通常の経営にしわ寄せがきたという形の指摘になっているのではないかと。ですから、過去のそこら辺も、これはちょっとした収入が不足しました、少し見込みより経費が多く出ましたっていうこと、この部分が一番大きな問題だったのではないかと私は思うんですよ。ですから、ここが今後ですね、やっぱり公立病院ということでやれば施設の建設に

についても、きちんと方針、この間の総括をした上で方針を出さない限りは同じことがまた病院の改築—宮古病院はもちろんこれから起こります—改築をしないと、県立病院が存続できないわけですよ。県民の医療を守っていくことはできないわけですよ。そこが大きなネックになっているんじゃないかっていう認識がないのかどうかっていうことを私改めて聞きたいと思います。

○砂川靖医務課副参事 確かに、平成9年以降、建設改良についての元利償還に関する部分について2分の1、その当時は4分の3ですかね、充ててきて、補填する財源がないので、損益勘定にいくべき繰り出し金を組みかえてきたということで、これが損益勘定の収支を悪化させる要因にはなっているとは思いますが。ただですね、公営企業といえども公共性だけじゃなくて経済性も重んじなければならぬと。他都道府県においても総務省の基準どおり、そういった繰り入れの方法が行われていると。すなわち、その元利償還の2分の1以外の部分については、企業の内部留保資金を充てて建設改良等は進めていくというこの方向性は堅持しなければならないと思います。

○西銘純恵委員 8ページだけを読んだだけでも、内部留保資金がないのにそれを充てなさいと言ったのが問題ですよということなんですよ。ですから、そこをしっかりと総括をしない限り、同じ問題が出るということを私は指摘をして次に移りたいと思います。この経営形態に関する基本方針7点出されているんですけども、これ1番目の独立行政法人に関しては県議会決議も3月19日に全会一致で上げて。この1点目に、県立病院の経営運営方法の決定に当たっては病院現場で働く医師、看護師並びに利用者である県民の意見や要望を聴取して反映させるとともに、地方公営企業法の全部適応以降後の成果の検証結果を踏まえるものとし、拙速な判断を行わないということで決議を上げました。ですから、成果ですね、検証結果を踏まえるというのを第一点に上げたんですよ。そしてまた地方の県民の声も、この県議会の全会一致決議についても、報道によったら本当に宮古島市議会議長とか、知事はもっと時間をかけて判断すべきだと。独立行政法人化に不安があり、見直しを求めたいとかですね。そして、3月28日に皆さんは大浜石垣市長に説明会を行いました。そして、そこで、やっぱり大浜石垣市長も離島医療に関して独立行政法人化ではできないとかですね。また、県の老人クラブ連合会の常務理事なども、この公的医療のあり方に関して独立行政法人化では不安があるということで。やっぱり、県民の声が、この独立行政法人化に対して結論を急ぐなということが明確にある。そこで方針をどのように出すかっていうことが問われて、なおかつ病院事業局

のほうからもまだ総括もされていないし、そして認識も一致していないし、そして新たな現状認識、過去の総括、そして最終的に方針をどうするかってところで、やっぱりこれだけの構想案の中で、70ページですか、70ページの皆さんの案に対する一簡単に言いましたら経営形態に関する皆さんのところを丸ごと削除の部分多いわけですよーそういう意味から見ても、全く相反しているものがあるってところで、どうしてこの経営形態の方針の1番に独立行政法人化と出てくるのかいうところを、まず、もっと県民の声を聞くべきではないかと思うんですよ。病院事業局から出された意見書の中で、皆さんが一番主張されていることは何と受けとめているのか。病院事業局の求めている意見書の一番の確信部分は何ととらえていますか。

○砂川靖医務課副参事 一番求められているのはですね、県立病院のあり方検討部会における審議の過程においてですね、反映されていない再建計画への取り組み状況、これを踏まえた形での基本構想の策定を求められていると認識しております。

○西銘純恵委員 総務省のほうから公立病院の改革ガイドラインが出されて、2008年に改革の結論を出しなさいってことが各地方自治体に押しつけられていると私は思っているんですけども。皆さんの構想案でも16ページですね、それについてふれているんですよ。総務省の、この公立病院の改革ガイドラインっていうのは、そもそも公立病院の公務員の定数削減、そして行政のですね、官から民にっていうことで、そういう構造改革の路線が、そもそものもとには日本経済団体連合会とか、経済財政諮問会議の中から出されたのが、公立病院の改革プランの中で具体的に出てきているわけですよ。この総務省の公立病院の改革ガイドラインっていうのは、皆さんが記述をしているように大まかには3点あるんですよ。1つは公立病院の再編ネットワーク化、そしてもう一つは経営の効率化、もう一つは経営形態を見直しをするというこの3点ですよ。この3点を2008年度末までに結論を出しなさいということに沿って、県が結論を急ぐ余りに、この経営方針の経営改革の行政独立法人化の1項にもってきた方針案になっているのではないですか。

○砂川靖医務課副参事 現時点で、平成24年度以降の経営形態には独立行政法人にするとか、あるいは地方公営企業法の全部適用でいくとかっていうのは決まっていないと私どもは認識しております。その、公立病院の改革ガイドラインの目的も、究極の目的としては地域において必要とされる医療提供体制を確

保するということがそもそもの趣旨でありまして、私ども県立病院が、今後とも必要とされる医療提供をしていくと、持続的に提供していくというためには経営が健全であるということが前提であると思っています。そのために、効率的な経営をするということで、県立病院の改革っていうのは位置づけられると考えているところであります。

○西銘純恵委員 この改革が、今度も経営改善の方針がトップにきているんですけども。そもそも県民が望んでいるのは、県立病院が公的医療を果たしているか、そして今後果たせるかというところが一番の県民の関心事なんですよ。ですから、今の方法で進めば、宮古地域も八重山地域も離島医療が、医師も確保できなくなるし、最終的にはなくなるのではないかという危惧が出されているわけですよ。そこら辺について、なかなか皆さんの福祉や医療、保健の立場でね、予防も含めて県立病院というのを果たしているわけですよ。その論点の中心に、主流になっていない。経営改善とか、経営はどうするかっていったらいかに効率的な運営をするかっていうこうとで、医療は二の次になっていないかってことでずっと指摘されているわけでしょう。だからそこをどうしても相反する部分が出ている。そしてもう一点はですね、最終的に経営形態をどうするかっていうことは決まっていなかったと言われました。例えば、この記述によってはちょっと私今開けないんですけども、指定管理者も、民間についても皆さんは選択肢に入れて記述されていました、そうですね。この3年後ですね、3年間やって、その後に選択肢としては民間もあるし、指定管理者もあるし、独立行政法人もあるということをふれながら、どうしてここに1番目に3年後にはこの独立行政法人化に向けた取り組みを行うということが出てくるんですか。この根拠は何ですか、論拠は何ですか。

○砂川靖医務課副参事 その論拠にお答えする場ですね、県立病院のあり方に関する基本方針（案）の58ページに記載されておりますこの7項目については、これ関係部局長、3役を含めた合意事項でありまして、これが一つの大きい方針と押さえていただきたいと思います。その方針にいく前に相当な修正が行われているわけですけども、どうしてこういう事態が生じたかと申し上げますと、答申自体はですね、3月23日に答申が行われています。それを我々は踏まえて基本構想案というのを策定しておりました。これは答申を尊重するというスタンスで書かれております。その後、特に経営形態については内部の調整がございまして、最終的に決まったのがこの1から7の趣旨でござます。それを踏まえて、我々は独立行政法人化する理由という部分のところの一部修正

したわけですが、前段の部分で修正されなかったということもありまして、それをそのまま病院事業局に意見照会したと。その結果、病院事業局のほうから、基本構想に書かれている部分については県立病院のあり方に関する基本方針（案）の58ページにある県の方針と違うんじゃないかというような指摘が行われていると我々考えています。この点については、修正する過程で我々の配慮が足りなかったとっておりますし、その点については素直に反省したいと思います。したがって、県立病院のあり方に関する基本方針（案）の58ページの結論に至る前段の部分については若干修正する箇所はございますが、おおむね病院事業局の案どおり修正する方向で我々はもっていきたいと考えております。

○西銘純恵委員 現状認識について、直接病院の経営等を見ている病院事業局と全くまだ一致されていない部分が多くあるのではないかと最初に指摘して。あとですね、この骨子案について修正案を受け入れてつくりましたと、合意しましたということですが、だれが見てもですね、現在行っている再建ができていくのか、経営改善ができるのかどうかというところで、この5番、6番、7番ですね、これが今現在取り組んでもいるし、取り組みつつある事業であるし、これを見た上でそれから最後の2番、3番、4番ですね、後にくるのではないかと私は思うんですよ。最初5番っていうのは、病院事業局は経営再建計画に沿った経営改革を推進すると。3カ年で計画でできますということも明言されているわけですよ。そして外部有識者に検証させると。そして持続的な経営健全化の達成見込みがある場合には現在の経営形態で存続したいと。これが今現に病院を、事業を担っているところからの修正部分なわけですよ、端的に言います。そしたら、現状をきちんと頑張ってもらって、その後何ができるかっていうので、この1番以降ふれるかどうか。ましてや、私さっき指摘した民間とか、民営化とか、指定管理者とかいろいろ記述されているわけですよ。そういうところも、本当は白紙の状態で置くべきではないですか。実際、経営健全化ができるし、過去の赤字の原因についても今後そのような赤字をつくらないためにきちんとできるという見通しをしっかりと持っているのであれば現行のままでいける。簡単に言いましたらですね、1番っていうのは蛇足なんですよ。ましてや、ここ1番が県民との摩擦になっていると、いいですか、相反する争点なんですよ。何でこれを入れるんですか。これはまず、省くべきじゃないですか。

○砂川靖 医務課副参事 独立行政法人化は、経営形態のツールとしては地方公

営企業法の全部適用よりもすぐれているじゃないかという観点から出てきている話でございます。県立病院のあり方に関する基本方針（案）の58ページの方針の並べ方について読んでいただければわかると思うんですけど、直接経営形態に言及している部分は1と7でございます。もし、皆さんの意向等も踏まえるならば1と7を一緒に書く。どっちが先かは別にして、一緒に書いてわかりやすくしたほうがよいのかなということございますので、この点については今後検討させていただきたいと思っております。

○西銘純恵委員 今独立行政人化は地方公営企業法の全部適用よりすぐれているっていう結論も言われました。私これ問題があると思っております。島根県立病院は、地方公営企業法の全部適用でちゃんと経営は成り立っていますということを行っている訳ですよ。何をもち、何と何をどう比較してすぐれているっていうことも一切なくてですね、すぐれているという結論を出すこと自体が独立行政法人化先にありきじゃないかということでも言われても仕方がないと思うんですよ。ですから地方公営企業法の全部適用でやっているっていうことをね、この3年間やる、どうして将来のことまで皆さんが書く必要があるのですか。ましてや、独立行政法人化されたらそれを一番離島医療が成り立たない。そして診療所とかですね、医師の確保も、もっと県民の医療を守るっていうこの県立病院のですね、公立病院の目的ですね、それにかかわる問題が独立行政法人化にかかっているんじゃないかってのが今指摘されているわけですよ。それはあえて、ふれる必要はないっていうことなんですよ。1番をとったらいんじゃないんでしょうか。一応最後に答弁求めて私は終わります。

○奥村啓子福祉保健部長 1番目に独立行政法人化を持ってきたのは、県立病院のあり方検討部会の意見を尊重したということもありますし、またこれを最初に持ってきた、今検討するっていうことでもありますけれども。独立行政法人化の経営形態を入れたっていうのは、やはりもし病院事業局の経営再建計画が3年間でうまくいけば、当然そのとき議論して、どちらが良かったっていう議論をした上で継続もあり得るわけですけども。もしそれがちょっと厳しい状況になったときに、そのときから準備をスタートすると非常におくれて、その間ますます一県の財政もそうですけど一病院事態の経営も悪化していくっていう非常に厳しい現状があります。そういう意味で、平成21年度からその準備を始めますっていうことで、先ほど来申しておりますように独立行政法人化をやるという結論を今出しているわけではございません。準備をさせてください。そして、今独立行政法人化によって医師確保等が非常に厳しくなるっていう話

は確かに離島の方とか、離島の市町村長含め皆さんの非常に不安っていうのはあると思います。そのために、2番のほうで県が提供する政策医療の内容、範囲それに係る財政負担の基本方針を決めるとうたっております。これまでは確かに繰り入れていうこの時点で、予算編成の中で議論されていた部分がありますが、今後はやっぱり独立行政法人化するに当たって、こういうものを政策医療としてきちんと担いますっというものをやはり示していく必要があるんじゃないかということで2番というのは非常に大事だと思います。そして医師確保につきましては、この独立行政法人化とは全然関係なく、現在、政策として福祉保健部のほうで、病院事業局も一緒になって進めておりました、独立行政法人化したから医師確保の政策っていうのをやらないっていうことではなくて、むしろ県が提供する政策医療の中に、そういう医師確保研修制度も充実ということも当然含めて議論していきたいと考えております。

○西銘純恵委員 1点目ですね、移行に向けた準備の取り組みっていうことですが、この3年間の財政負担、どれだけを予定していますか。独立行政法人化のための準備のための財政負担です。

○砂川靖医務課副参事 移行のための準備に8項目ほどございますけれど、今年度はですね、その外部委託に要する委託料を計上しておりません。専ら定款案の作成とか、中期目標等の作成とか、そういった作業に従事されますので、それに従事する職員の人件費がそれに相当する1800万円ぐらいかなと考えます。

○西銘純恵委員 3カ年間でどれだけの財政負担を。今8項目という具体的に出していますので出ると思いますが。

○砂川靖医務課副参事 外部に委託する分としてですね、例えば承継する財産の評価とか、あるいは会計システム、給与システムの整備等といったものが出てくると思いますが、これらの消費額についてどれくらい、どの程度かかるかという把握についてもこれからの作業ということでもあります。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 先日、与野党に対しての県立病院のあり方に関する基本構想

の説明がなされましたけれども、きょうはこれに対する質疑なの。委員長。

○赤嶺昇委員長 基本構想案が出るということがありましたので、それに向けてうちの委員会として、その説明を求めてそれに対しての質疑です。

○翁長政俊委員 いや、問題なのは、まだ福祉保健部と病院事業局で構想案の、要するにそれぞれの骨子を出しあって、まったく調整がなされていないんだよな。今の答弁を聞くと、連休明けから協議を行って、成案について協議をしていきたいということですよ。それでよろしいんですか。先ほどの答弁はそうだったと認識していますけど。

○奥村啓子福祉保健部長 この経営形態についての7項目については合意しております。これは病院事業局と病院と。そして、あとのですね、この構想そのものの冊子の文案ということについて、病院事業局のほうからいろいろ修正意見が出されていますので、その文案についてこの文章にこれをどう生かすか、削除するか、入れるかとか、そういうふうな具体的な議論をこれからやっていくということでございます。

○翁長政俊委員 あのですね、皆さんがこの経営形態のあり方に関する基本方針の骨子は、この構想案の中を見てくださいよ、第3の58ページに載っているんですよ。これ全体が構想案なんだよ、経営形態も含めて。これを抽出して、構想案がまとまらない段階で抽出して、これを出してきたんだよ。なぜこれだけ事前にやらざるを得なかったんですか。この理由をしっかりとしないと、なぜこの部分だけ抽出したのかと。皆さんの説明を聞いているとですね、沖縄県医療審議会が7回も行われて、その中での結論で独立行政法人化ということが全面に出てきたということ言われているんですよ。これはですね、経営形態のみじゃないんですよ。県立病院のあり方に関する基本方針の全体にこの意向を、医療審議会で行われた議論を反映しなさいという答申になっているはずなんだよ。そうじゃないと、この基本構想ができないもの。だから、この基本構想を、皆さんがたがまず最初に病院事業局と福祉保健部できちっと、要するに議論をしてこれでいこうというものを成案として県議会や県民に発表された中で、経営形態というものも出てきているのが僕は不思議ではないと思っているけれども、何であえてこれだけが先に出てきたのかなあというのがちょっと疑問ですからここをちょっと説明をしていただけませんか。

○奥村啓子福祉保健部長 確かにおっしゃるとおりではございますが、その経営形態の骨子ということで、前もってというか、早目に出してありましたのは、今これまでの議論の中で、県民を初め県立病院の職員等につきましての関心というのが、やはりこの経営形態に関しての関心が非常に高かったということと、あとは病院事業局の経営改善計画を平成21年度から始めていくと、スタートしていくと。そういうふうな状況を踏まえまして、県におきましてはこの経営形態について病院事業局、それから病院長も初め議論をしてその骨子について、方向性については合意をした。そしてそれについて公表をさせていただいたと。県議会の皆様にもですね、議論をとということで提案をさせていただいたという状況でございます。

○翁長政俊委員 一つはですね、この委員会で議論をするに当たってもですよ、皆さんの成案が出てきた中で私たちは議論をしないと。まだ調整もついていないものを出されてきて、これを議論をしろといったって福祉保健部の考え方と病院事業局の考え方が案件によっては違う、指摘によっては違うということになるとですね、何をどう私たちは質疑していいのか、何が正しい答弁なのかというのがわからんわけですよ。もう一つは、先ほど経営形態について言及がありましたけれども、これは経営形態というのは病院の経営そのもの内容ですよ。内容の改善も含めて、これがきちっと計画された中でしか経営形態というのは出てこないはずなんだよ、そうでしょう。今、皆さん方は経営形態だけが先にいって、いわゆる内容についてはこれからやりますという答弁ですよ。内容について、今から病院事業局と詰めるということだから、これじゃちょっと後先違うんじゃないかなと、どう思いますか。私は素直にそう思うんだから、どうなのかなと思って今皆さんに聞いているわけですよ。福祉保健部長は今答えてくれたけど病院事業局長はどうですか、どう思いますか。

○知念清病院事業局長 この件につきましては、福祉保健部、それから私たち、それから総務部、それから副知事などといっしょに何度も話し合いを行いました。このまとめられました7項目の基本方針案というのは、大体3月27日と3月30日、そのときにですね、仲里副知事、宮城総務部長、伊波福祉保健部長、それから私と話し合いをしまして、まず経営形態ということについて一番みんなの関心のある部分だから、それについて同意事項を得ようじゃないかと、同意しておこうじゃないかということで7項目の基本案をみんな確認しあったわけです。それからですね、4月8日になりまして知事のほうから実はこの県立病院の基本方針についての改革ですね、それについては県立病院、病院事業

局はどう思うかと。福祉保健部が、いわゆる県立病院のあり方検討部会の答申に基づいてこういう案をつくったんだけど。それに対して病院事業局はどのような考えなのか、それでいいのかというふうなのが私たちに問い合わせがあったのがですね、意見照会があったのが4月8日なんですね。それで後先が逆になったと私は考えております。私たちがそれを各病院長、それから病院事業局の総意をまとめまして、意見としてまとめて福祉保健部に上げたのが4月15日ということで、そういうことで今言ったような後先のことが出てきたと私は理解しております。

○翁長政俊委員 後先だということを今言及されているんですけども、これだけ県民の、要するに皆さんがたがこの県立病院のあり方について関心をもって、マスメディアでの報道も盛んに行われている最中に、当事者である福祉保健部と現場である病院事業局がこの程度の意思の疎通でこのことを進めようとしているのかということになると、これはとても疑問ですよ。もっともっと議論を重ねてですね、お互いでよりよい県立病院のあり方というものを。セクト主義じゃだめだよやっぱ。僕は聞いていたらセクト主義に聞こえるんだ、どうしても。そうじゃない議論をきちっとして、本当に県民医療をどうするかという原点に立たないと議論は深まらないと思いますよ。ここの部分がどうも欠けていて、事が前に進んでいるのではないのかなと考えますよ。一つは基本構想について、これはしっかりと議論をして、早急にまとめていただく。これを県議会に速やかに出す。これが両方とも、この病院事業局と福祉保健部は合意したものできちっとしたものを出してこない。県の考え方は一つなんだというものをを出してこない。これは両方が違う考えで、違う上に立っているという話じゃもう話にならないんだよ。今はそういう状況、今の現状は。だからこれは、この委員会を開いたってどう質疑していいのかがわからないんだよ、私たちも。これをひとつ指摘しておきますね。もう一つは病院事業局、これ、今経過についてちょっとお話がありましたけれども。いわゆる基本構想が5月30日までにはまとめるということですよ、一つは。要するに持ち運びとしてですよ、基本構想が5月30日までにまとめるんでしょう。基本的にはそう考えているわけでしょう。県立病院のあり方検討部会は7回やって3月23日に答申が出た。経営形態に関する基本方針案が与野党に説明された。3月30日に知事コメントが出る、きょう知事コメントが出る予定だと私どもは聞いているんですよ。私たちがこれを行っている最中に、午後に出る予定。出るか、出ないかはわかりませんよ、あくまでも予定だから。で、これがある。そういう中で、県立病院のあり方に関する基本方針に対する意見表明ということで病院事業局

が記者会見をして要旨のコメントを行ってしていますよね。これが4月15日に福祉保健部に、要するに照会が4月8日にあつて、4月15日に返したと言っていますよね。これ、コメントが出されているのが4月24日なんだよ。4月24日にこのコメントをされているんですけども、このコメントをした意義はどこにあるのですか。

○小川和美病院事業局病院事業統括監 4月24日に病院事業局のほうから基本方針に対する記者コメントとして発表したわけですけども、それは4月22日の与党説明会がありまして、それから4月24日に野党説明会がありました。その段階ではこの基本構想をですね、これ自体は公表されていなかったわけですけども。4月24日の野党説明会の中で、いろいろなやりとりの中で最終的にはこれを配付するということになりました。同時にそれは与党の先生方にも、それから県民にも配布するということと同じ意味ととらえたわけでありまして。したがって、病院事業局としては相当な量の修正意見を出しておりますので、それは誤解のないように正しく伝わるようにというような趣旨で記者に集まってもらって、病院事業局長から修正の内容、修正を出した理由等について説明をしたということでございます。

○翁長政俊委員 このコメントもね、この互いが調整された、まあ病院事業局のコメントだから。独自の病院事業局の考え方や、要するに病院のあり方についてのコメントという形で出てきているのはわかりますが、本来であるならば、これは調整された中で出てくるのが普通なんだよ。でもこれも事前に出てきてしまった、出てしまった中でこれ今聞くと、構想案というものが現実にあつて、これ与党には出さなかったんだよ、これは。野党のつつきによって出てきたわけだ。これを見ると見え消しがこれだけあつて、本当なんだよ、これ見え消しがこれだけあるものが出てくると、もう病院事業局と、要するに福祉保健部のスタンスの違いというのは明確なんだよ。明確なの、これ。こんな明確なものが出てきているものを調整もしないで私たちはどんなにして議論しろというのか。本当におかしなことなんだよ。病院事業局も、これはこのままいくと福祉保健部の案が成案になっていくんじゃないかという心配があつたのかな。これ、わざわざやったというのは。

○知念清病院事業局長 おっしゃるとおりであります。

○翁長政俊委員 おっしゃるとおり、そうですね、きっと。ただそういう中

で、いずれにしる私はまだ委員会の中では、これは議論する段階にないと思っているものですから、個別の内容については質疑しないことにいたします。これをやると、下手すると福祉保健部と病院事業局の考え方が真っ向から違った意見が委員会の中で出てきて、これでは執行部のあり方として私は問題だろうと思っていますからやりませんけれども。いずれにしる早い時期にこれをまとめ上げて、県民に理解できるように、県はこう考えているんだと、いわゆる三役との調整も済ませて。私に言わせれば、構想案も本来ならばこんな形で出てくるんじゃないかと、三役調整が終わった中で出てくるのが正しいと思っているんだよ。経営形態のみを三役調整でやって出してくること自体がおかしいんだよ。この部分を指摘して私は終わります。

○赤嶺昇委員長 他に質疑はありませんか。
仲村未央委員。

○仲村未央委員 全体の趣旨は、今私は翁長委員が指摘されたとおりでであろうと思っていますので、そのことの議論の前提に立って一点だけ形態に関しての認識を確認したいんですが。先ほど、福祉保健部長はなぜ先に形態の部分が出てくるのかと。それは非常に県民の関心が高いということで、だから先に出したということをおっしゃいましたよね。ただ、もうこうやって見え消しが出ている以上、実際には庁内ですら運営形態に対する共通認識がないということが露呈しているんですよ。つまり、地方公営企業法の全部適用でどこまでできるのか、独立行政法人化じゃなければできないことは何かということすら実際にはこのやりとりを見ていくと認識がかけ離れているわけです。その59ページに経営形態のことがあって、実際には大幅な削除になっているわけですね。そこに、福祉保健部が最初の構想の中で書いた、もはやこういう厳しい状況の中では人員配置や予算執行の面で制約を抱えながら環境変化に伴い次々と発生する軽快に適切に対応していくことはもはや限界に達している。つまり地方公営企業法の全部適用では限界なんだという認識が前提にあるわけですね。けれども、先ほどの病院事業局の経営再建計画、今まさに、地方公営企業法の全部適用の中でやっている経営再建計画では何が限界なんですかということが皆さんは全然違う意見を持っているわけですよ、病院事業局は。もはやその限界に達しているということが、どこからそれが導き出されたのかということすら共通認識がないわけですよ。それでいて経営形態の方針が先に出るとということ自体が非常に不自然、出ようがないと思うんですよ。それすらもね、7項目すらも。ですので、この件についてはもうほとんど構想の段階での議論は、や

り通りの内容は見えていますのでどっちがどうだということはよくわかるのですけれども。ただね、もはや限界に達しているのかどうかということの、そのことに対する病院事業局は実際はどうなんですか。先ほどの経営改善計画、その中身というのは限界なんですか。そこについて明確に御答弁をお願いしたいです。

○知念清病院事業局長 私、福祉保健部の基本構想案を読ませていただきました、一番気になった問題だと思ったのはこの点でありました。これは、先ほど申し上げました3月30日の副知事、それから福祉保健部あるいは病院事業局といった中で経営形態について話し合いをしようじゃないかと言って取り上げました7項目を完全に否定しているわけですね。全然合わないわけですよ、内容が。ですからこの部分はぜひとも削除していただきたいということで、私たちはこの訂正の文章にして、削除してもらおうようにしようと考えてこのようにいたしました。

○仲村未央委員 そうだろうと思います。冒頭の説明からしても、財務面の改善の見込み、これが大幅に平成20年度の末でも見通しがしっかりとあったこと。それから人事面あるいは病院に対する権限の委譲、そして定数条例まで踏み込んで検討に入っていると。こういったことの一つ一つを取り上げた場合、もはや限界に達しているというような表現には至らないと思うんですよ。しかも、先ほど3月末に県立病院のあり方検討部会が答申を出されて、それを踏まえてタイムラグがあったからということでしたけれども、やはり諮問した段階と答申の段階では既にこの状況の変化というのはあったわけですから、そこら辺の経営改善計画が何をどういう方向性を持っているのかという共通認識は、当然これは庁内で進めている、全庁を挙げて進めていることと我々は理解していますので、ぜひそこは丁寧な、まず内部での調整をやった上で我々に最終的な判断を、皆さんの整理されたものをお示しいただきたいと。だから、繰り返すようでありますけれども、先ほどの7項目だけが先に出るとか、これだけが一人歩きして、方針として表明されるということは、私はこの段階ではあり得ないというか、そういう段階ではないだろうと思ひまして、これはもう繰り返しになりますので指摘して終わります。

○赤嶺昇委員長 他に質疑はありませんか。

比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 先ほど翁長委員が言われたことを踏まえてですね、全く同感でございます。これは説明のときにも、私は指摘をしたところでございますけれども。まずですね、先ほど4月8日に出され、4月15日には修正案を出され、その後、今日まで2週間以上になるわけですが、どういう議論をされたかという、この間の説明では特に議論をしていないという事実がございました。この間はしないでいて経営方針をどんどん出していくというところは、今多くの委員が指摘したところだと思うんですけどね。その中で1点ですね、この7項目の合意に私はどうして合意ができたかということに対する不思議の一つなんです。まず県立病院のあり方に対するコメントとして、病院事業局が4月24日に出されたものの4番目ですね、3番、4番のところには先ほど福祉保健部長のほうでは何よりも県立病院のあり方検討部会の結論を大事にしたということが1番目にきている理由のほうに挙げておられましたね。そこで、県立病院のあり方検討部会の結論がこの一行、4番の、8月時点と大きな状況変化にあったという大前提の違いのもとにおける県立病院のあり方検討部会の大前提が崩れている中における結論を一時的に大事にしているということを一方は言っているわけなんですよね。そのことに対して、福祉保健部長の見解を求めたいと思います。県立病院のあり方検討部会の意見を大事にした結果、1番目にもってきたという7項目の1位があるわけなんです。ここでは一方では、指摘は県立病院のあり方検討部会で議論された大前提として現状と違いがありますよという指摘を述べているわけなんです。大前提が崩れている結果を大事にするという理由はどこにあるんですか。

○奥村啓子福祉保健部長 県立病院のあり方検討部会で議論した件と、その後病院事業局のほうで経営改善計画を実行しつつあるという状況というのは、確かに状況としては変わっておりますけれども。スタートしたばかりでその取り組みの結果というのがやはり見えない状態でありますので、そういうふうなものを含めてやはり経営形態というのを独立行政法人化について準備するという期間というのがやはり必要ですので。その辺は踏まえた上ですね、そして3年間で病院の運営がうまくいけば、そういう独立行政法人化ではなくても現状のままでもできるという、また数年後にそういう運営形態を決定するというそういう場ができるということでこの7項目はまとめておまして、これにつきましては先ほどから申しあげましたように関係部局、当然、病院事業局も含めて議論をしてそういうふうな結果になっております。

○比嘉京子委員 くしくも、その県立病院のあり方検討部会の結論の1番目を

優先につけて準備を進めていかせてくださいということなので、先ほど途中で途切れたのは、平成21年度は人件費で4800万円ほどだろうと。そして次年度、平成22年度以降については、言ってみれば外部に委託をする。財産の査定ですか、それから会計給与システムの云々というのがありましたけれども。総じて、どれくらいを平成24年度前まで見込んでおられるのですか。そこは明確にしてください。

○砂川靖医務課副参事 そういった部分についての所要額ですね、作業期間等についてもどれくらいかかるのかというのは、これから行う作業ということでございます。

○比嘉京子委員 財政難というわけで、これだけの議論をしているわけなんです。それに、そうであるかないかわかりません。結果は1年ごとに評価をしながら検討していくんだということを7番目で言っているわけなんです。存続を検討することもあり得るということを行っているわけなんです。それに対してこれだけの1年度、少なくとも1年間に5000万円、そうすると3年間で1億円以上だということがゆうに予測されるわけなんです。そういうことを進めていくということ、もしかしたら不要になるかもしれないということに対してそういうことってというのはどうなんですか。

○砂川靖医務課副参事 休憩をお願いします。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部より3名の人件費でおおむね1800万円であるとの説明あり。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。
砂川靖医務課副参事。

○砂川靖医務課副参事 こういった、外部委託に要する経費については、主としては平成23年度の作業になると今は考えております。

○比嘉京子委員 こういう議論は余りやりたくないのでもよろしいです。そのときにですね、今一番みんなが関心を持っているのは運営形態ではないんですよ。

皆さんすごくそれを関心事だと思われていると思うんですが、県民からするとですね、今の現状よりどうなるんだと。私たちの医療は守られるのかということが問題であって、独立行政法人化であろうと地方公営企業法の全部適用であろうとですね、それがどうじゃないんですよ。今大事なことは、今の県立病院のやっていることがこれより悪化していかないかどうかということに、みんな関心があるわけなんです。そこで、私は聞きたいんですが、この間の予算特別委員会で福祉保健部長も聞いておられたと思うんですが、まず大きな違いですね、争点の第1位はですね、皆さんは先ほど経営が健全でなければ今の医療確保や持続性は保たれないのだという論法でしたね、ずっと。これはもう一貫していると思います。そうすると、私は独立行政法人化したときに現場の先生方、何しろこの県立病院のあり方検討部会というのは現場の意見がすごく手薄なんです。それで現場の先生方に人材の流出に対して保証できるのかと病院長たちに聞いたわけですね、予算特別委員会で。そのとき覚えておられると思うんですが、伊波福祉保健部長は大丈夫ですときっぱりと自信を持ってお答えになったんですよ。その後ですね、中部病院の病院長を初め各離島の病院長はそれはもう保証の限りではありませんとはっきり言ったわけなんです。ということは、今の医療を独立行政法人化で人材が集まらないということは医療が守られないということなんです。そういうことのすり合わせもできていないということは—私はこの一点だけを—このことは予算特別委員会ではっきりしましたよね。現場の医師は、特に中部病院は自分たちの現場を守ろうとすると、宮古病院、八重山病院に医師を派遣することは保証の限りではないとおっしゃったんですよ、はっきりと。そういうことが、不安材料の大前提にあるということなんです。そうすると医師が来ないということは医療が守られないということなんです。そういうことの争点の大きな違いのすり合わせや議論ができなくて、これまでの100億円の問題、それからそういう経営上の問題が事の発端ですから。これまでどうだったのか、これからどうしようとしているのかその両方について、私はお互いに言い合いしないで本当にどうするつもりなのか、プライドを捨てて本当に議論してほしいなと思うんですよ。これだけ双方が意見を言い合っている状況の中で、こういうことの説明をされたり、結論を出したり、それからこういう議論の場をつくったりということは、私は本当にまだまだ時期尚早であると思うんですね。最後に指摘したいのは、皆さんが2週間議論をしていないということに私は問題を感じているんですよ。4月15日にこれだけの修正をかけられて、2週間。私がこの間の説明会でこの間どういう議論になっているんですかと福祉保健部のほうに聞いたら、されていないということだったんですね。されていないということは何を意味す

るのかということはいませんが、何を意味することかということを中心に議論していないということだったんですよ。やっていないという、これは事実ですか。その、投げられたことについて、いつごろ、どんな議論を各部署でとかということはどうなっているのですか。

○砂川靖医務課副参事 議論していないのは、この修正意見についてはこれは病院事業局が1週間もかけて丹念に作成したものでございます。この間、我々はそれも二、三回読んでまいって、課としての、担当部署としての対応を、処理方針みたいなものをつくっているところでございます。これを医務課長、福祉企画統括監、福祉保健部長の了解を得て、連休明けには早速意見の調整に入りたいと考えておりますので。時間がかかったのはそのせいだということでございます。

○比嘉京子委員 それで、先ほど最後に副参事もおっしゃったんですが、独立行政法人化が地方公営企業法の全部適用よりもすぐれていると、認識の上に立っているとそういう大きなすり合わせのなさを今感じざるを得ないわけなんです。ですから、ぜひですね、皆さん3月28日に市町村長に説明されましたよね。昨日の八重山毎日新聞には大きく独立行政法人化に重ねて反対を強調した、これは八重山毎日新聞なんですけど。これは同じではないのかと。野党の問題というのはということも含めておっしゃっていて、私はやっぱり皆さんの中での大激論を期待して終わりたいと思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
渡嘉敷喜代子委員。

○渡嘉敷喜代子委員 3点だけお尋ねします。県立病院のあり方に関する基本方針（案）の64ページの経営企画人材の確保、育成の部分ですけれども、見え消しのところで外部人材の登用となっているんですが、この外部人材の登用と、それから病院事業局が提案しております外部の経営専門家の活用と違いをちょっと教えてください。

○砂川靖医務課副参事 見え消しされている部分の外部人材の登用というのは、職員として採用するという趣旨でございまして、病院事業局の外部経営専門家というのは、職員としてではなく、経営的なアドバイザーというようなイメージになると考えております。

○小川和美病院事業局病院事業統括監 病院事業局が下線を引いて修正をしている内容は、平成21年度から経営企画人材の選考採用試験を実施するということは、広く民間経営者等を含めて、職員として、病院職員として採用するための選考採用試験を実施するということが1点目です。さらに、それに加えて、外部の経営専門家の活用を図るということは、外部の病院経営のアドバイザーとかですね、そういうノウハウを持った人たちのアドバイザーとしての活用も含めてということで書いているということです。

○渡嘉敷喜代子委員 あと1点ですね。同じページのイの部分の、病院事業局と県立病院の関係の中で消されているんですけども、後段のほうで病院事業局と各県立病院の関係は主張し、牽制し合う関係ではなくというような表現の仕方をしていきますね、福祉保健部のほうで。この件について、むしろ私は福祉保健部と病院事業局との牽制があったのではないか、そんな思いがしてならないんですよ。なぜかと言いますと、これまでもそうなんですけども県立病院のあり方検討部会において現場の病院長たちを本当に入れていないですよ。そういうことで、本来ならば病院事業局がリーダーシップをとってこういう県立病院のあり方検討部会を持たなければいけないものを、福祉保健部がリーダーシップをとってやりましたよね。そのことで、今回のボタンの履き違いが出てきたのではないかという思いがするんです。そこで、この際だから病院事業局と福祉保健部の組織図を明確にしていかなければならないと思いますけども、福祉保健部長はどうお考えですか。

○奥村啓子福祉保健部長 県の組織上は完全に別個でありまして、三役対応というか、病院事業局長は福祉保健部長よりもその位においてはかなりの権限を持っている組織であります。先ほど、委員の指摘の中でこの県立病院のあり方検討部会を福祉保健部がリーダーシップをとってやっているというのは、これは県立病院のあり方検討部会をどの部局に置くかということをもまず議論して、その中で病院事業局も当然含めて議論した結果、福祉保健部に置くということでみんな合意の上で置いております。そして、県立病院のあり方検討部会の中に病院事業局長等々を委員として含めなかったというのは、外部の審議会ですので、その中に県の当事者職員を置くというのは、これは本来ほかの組織でも認められておりませんので、そういう事情があってやっています。ただし、部会の中にはすべて病院事業局長も病院の病院長たちも出席していただいて意見が十分に反映されているんじゃないかと考えております。

○渡嘉敷喜代子委員 これまでの県立病院のあり方検討部会の状況を見ていたときに、やはり病院事業局長の意見が本当に反映されていたのかどうかですね。そして、病院事業局長にお尋ねしますけれども。これまで、現場からのこういう機材が欲しいというものが上がってきてですね、即刻そのことが病院事業局長としてそれをどこに要請したんですか。そういう状況をこれまでなかなかこれが反映されなくて、そういう機材もなかなか購入できないという状況にありましたよね。そこで病院事業局長として、やはり福祉保健部を通してということになっているんじゃないですか。

○小川和美病院事業局病院事業統括監 病院現場からは、医療機器を含めているような課題の要求があります。その中で、医療機器については、整備については現金で買っているわけではなくて、起債をして買っているわけですね。平成20年度までは、ここでも何回か質疑があったかと思うんですけれども不良債務を抱えていました。その不良債務の比率が10.2%、10%を超えていたわけですが、10%を超えている病院が医療機器を買うために、起債をする場合に総務省の許可を受ける必要があったわけです。ですから、例えば中部病院のリニヤックの問題があったわけですが、直ちに対応できなかったのはそういう手続、総務省に起債の申請をし、その許可を受けると。しかも起債の許可というのは年に2回しか行われないうわけですね。県の補正予算との関係もあるわけですね。したがって、そういうことで現場からの医療機器の要求については起債を確保するというのでやっていたわけです。時間もかかりました。しかしながら、公立病院特例債を活用することによって、平成20年度末でもう不良債務は解消されました。現時点においては医療機器の要求があつて、かつ、その非常に合理性とか採算性がとれるのであれば病院事業局長の判断で予算計上をして対応することが可能な状況になっています。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
上原章委員。

○上原章委員 この県立病院の経営形態に関する基本方針は7項目なんですけど、知事は2月議会でも再三3年間は地方公営企業法の全部適用でやって、そしてその結果目標が厳しいということであれば独立行政法人化と非常にわかりやすい答弁をして。私の記憶では、嫌だというものを無理にも押しつけることもないというようなことまでおっしゃっていたと思うんですよね。そういう意

味では非常に向こう3年間の病院事業局の取り組みと、そして今回答申をいただいたこの独立行政法人化のあり方っていうのがあると思うんですけど。私、先ほど副参事が1と7を一つの同等の位置に置きたいみたいなお話もありましたけど、非常に今回私たちが説明受けた中で1番目に独立行政法人化というところが、非常に県民にも多くの関係者にも誤解を招くのかなという思いがしておりました。そういう意味では、非常に5、6、7をしっかりと頭に持ってきて、1から4のほうを後ろのほうに置くことも非常にわかりやすいのかなと思うのですが、この点いかがでしょうか。

○砂川靖医務課副参事 順番は、3部局長合意という形で作られたものでございます、わかりやすさという観点ですね。それからメッセージの内容を的確に安心して伝えるという観点から、よくよく見ればわかると思うんですけど、経営形態に直接言及しているのは1と7でございます。2、3、4については、これは独立行政法人化を前提とする場合の前提の方針それから5、6については地方公営企業法の全部適用の存続、検討を前提としての方針とありますので同じ7項目でも若干レベルが違うのかなと。そういう論理的なことも考えて、わかりやすく正確に伝える、そういう観点からの修文も病院事業局と一緒に調整しながら検討していきたいと考えております。

○上原章委員 ぜひですね、知事がこういった正式な発表するまでのお互いの合意点を私はもう少し県民にわかりやすい形で作ってほしいと。それと、非常に細かいところで恐縮ですけど、7のですね、この現行の経営形態での存続も検討というもというところがですね、非常に何で先ほどの、知事がこれまで言っていたですね、この現行の経営形態がうまくいけばしっかりそれを尊重するというのであれば経営形態での存続をというようにどうして明記できないのかなっていう、ちょっと非常に素朴な疑問なんですけれどもどうなんですか。

○砂川靖医務課副参事 基本的には、経営再建計画がうまくいって成果も検証されると。病院現場が、そのまま地方公営企業法の全部適用でやりたいと言えればこれは経営形態は地方公営企業法の全部適用でいくことになると思います。ただ経営再建計画が順調にあって、その成果も立証されたという場合にはあってもやっぱり地方自治法とか、地方公務員法の制約から逃れて自由にやりたいんだということで、その病院現場が成果もうまくいったけど独立行政法人化もさせてくれというような想定がされますので、そういう場合もあり得るということでそういう表現になっているということでございます。基本は地方公営企

業法の全部適用を希望するならば地方公営企業法の全部適用でということであり
ます。

○上原章委員 わかるようなわからんような。

○小川和美病院事業局病院事業統括監 福祉保健部の答弁の中にですね、経営
改革を進めていく中で病院現場から地方自治法や地方公務員法の制約から離れ
て病院現場みずからがってという話がありましたけれども、それは将来の可能性
として今ここで言及する立場にないわけですけども、現時点において病院現場
でそういうような現状の地方自治や地方公務員制度から離れて独立行政法人化
というような意見や動きがあるわけではないということは答弁しておきたいと
思います。

○上原章委員 わかりました。いずれにしても、今回の非常にこの大事な経営
方針を、方向性を決めるわけなんで、先ほど来本来は基本構想案がしっかり出
た段階で一つ一つを積み上げていければなと思いますけど。福祉保健部そして
病院事業局、本当にきょうの新聞にも出ていましたけど、今回の病院のありよ
うというのは出発点は県民だという視点からぜひもう少しお互いの意思の疎通
をやっていたきたい。それからもう一度、文教厚生委員会でまた最終的な案
をいただいて議論していきたいと思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 お疲れさまです。今上原委員も述べたようにね、今度のあり
方についての原点は何かっていうと県民の医療をどう守っていくか。もちろん
経営のあり方についても検討していくということ含めて、何よりも県民に良質
な医療を提供していく、そして離島といえども、あるいは都市部といえども同
じ水準の医療を提供していくというのが僕は県立病院のまさにあり方だと思
っておりますけれども。この間、病院事業局と福祉保健部のいろんなお話を聞
いていますと、既に溝ができていくような感じがしますよね。全くその考えは
全然ばらばらで、今回の基本構想案、修正されてきたのを見ましても、本当に
全くこの方向が違うという感じがするわけですよ。ただきょう出されていま
すあり方に関する基本構想案っていうのは、やはり福祉保健部主導で話が進め
られている関係でこの辺をちょっとお聞きしたいと思うんですけども。この

基本構想案っていうのは、今のこの皆さんの答弁を聞いていたらですね、修正される前のこの案は、そのまま通ればそのまま通したいというふうなことで皆さんは認識を持っておられたのか。これ知事から声がかかって、病院事業局はどうなんだっていう話が出たっていうさっきお話しがあったようなんですけども、福祉保健部長どうですか、その辺は。

○砂川靖医務課副参事 4月の頭に、意見照会をうちのほうからしておりますので、当然その病院事業局から修正要求案が出ればそれについてはこっちとしても真摯に対応する予定でございました。

○奥平一夫委員 ただ皆さんの、このそれぞれの方向に乖離があり過ぎて、これだけその修正意見を出されると修正のしようも、調整のしようもないような感じで全く座標軸が違うのかなと思うくらいにこれだけ見え消しされてきているわけですね。これをどう調整するかは、それはもう皆さんの責任においてやらなくちゃならないと思うんですけど。ただこれだけですね、今まで議論を聞いても本当に福祉保健部、病院事業局が一緒になって何か県立病院どうしようかっていうことについて一体感がないといいますかね、いわゆる県民医療をどう守っていくかという認識が全くばらばら。一方は、もう独立行政法人化ありき、これで今度の方針案についても完全に独立法人化にいきましょうよと。最後の、さっきの議論になりましたけれども、もあり得るという検討もですね、これも明らかにもうやりましょうという話ですね。だからお互い不信感があるのじゃないかって僕は思うんですけどもね。例えば今病院事業局が経営健全化の計画で県立病院ね、一生懸命やっています。その計画案に対して皆さんは不信感があるのではないかなと、非常に聞いている僕らとしては、県民としては思うんですけども、いかがですか。

○砂川靖医務課副参事 今病院事業局が進めている経営再建計画っていうのは、効率的な経営をするための作業であると私ども考えております。こういった作業というのは経営形態いかににかかわりなく進めるべきものがありまして、私どもこの病院事業局の経営再建計画に批判的というような立場をとっているわけではございません。むしろ応援しているような立場でございます。

○奥平一夫委員 全く支援しているようには見えませんが。あのね、僕らが聞いている限りにおいては、3年後経営が改善しなくてダメだったなっていう結論待ちのようなどころが見えるような気がするね、僕らそう見えるんです

ね。それは私の感じ方ですから、ないだろうと思うんですですけど。1番最初に西銘委員との議論の中で聞いたときに、質疑の中で出ましたけど。病院事業局が修正意見を出した、病院事業局は何がねらいでその修正意見を出す、何が1番やってほしいと思って修正意見を出したのかっていう砂川副参事の答弁の中にあり方論議における再建の取り組み、県立病院のあり方検討部会の審議において再建の取り組みや、あるいは経営改善への取り組みの実績が考慮されていないのではないかと認識を持っているというお話ですけど、福祉保健部長もそれをお考えですか。

○奥村啓子福祉保健部長 そうです。

○奥平一夫委員 私は、これにあると思うんですね。つまり、病院事業局は県立病院の経営再建計画を立てて、今順調に、いわゆる経営改善に取り組んでいる。非常にお話を聞いていても情熱的に、本当に意欲を持って、自信を持って取り組んでいる。そういう取り組んでいる病院事業局の取組実績を考慮しないで、県立病院のあり方検討部会が検討して答申を出したということ事態がおかしいと思うんですね。それを真に受けて、そのまま皆さんもそれを基本構想に織り込んで案をつくろうとしているということに僕非常に不信感を持つのですよ。いかにその県立病院のあり方検討部会が独立行政法人化ありきで、県立病院を全部独立行政法人化にしましょうという、そういう認識の前提に立って議論されているんでないかっていう不信感があるわけですね。なぜそういう、こういう病院事業局の取り組みについて考慮されなかったのでしょうか。

○砂川靖医務課副参事 確かに、この構想案っていうのは答申で作成されたものでございまして、意見照会する前につくられたわけです。答申の提言内容がベースになっているということが事実でございまして。その後の、その経営形態に関する部局長合意等を踏まえて、我々としても若干の修文をしたわけですけど、再建計画の取り組み状況とかそういったものが反映されていない。その点うちは配慮がなかったと、これは素直に反省したいと考えています。簡単に言えば、県立病院のあり方に関する基本構想（案）の1ページございましてですけど、この構想（案）の1ページの31行目の基本的な部分になると思うんですけど、「本基本構想は、沖縄県医療審議会の提言を踏まえ」と記載しておりますが、この部分については病院事業局からの修正要求はございませんけれど、我々としては沖縄県医療審議会への提言も、提言及び病院事業局の経営再建計画に関する取り組みも踏まえというふうな形で修文していきたいと考えており

ますので、その辺は御理解いただきたいと思います。

○奥平一夫委員 県立病院のあり方の審議の過程でこういうことを見逃していたというか、いわゆる病院事業局が取り組んでいることについてですよ、あるいは議論しなかったということに、これは暇疵があるのではないかと。これはそんなふうな気持ちにもならざるを得ないわけですよ。それを私は答申をしたっていうんでね。その答申はまさに無効だと僕は思うんです。そういう意味ではその答申に沿って、また基本方針をきょう記者会見で知事が発表しようということについては僕知事は出すべきじゃないと今考えるんですよ。今ずっとこの間の、きょうだけじゃなくてずっとこの間の、お互い病院事業局と福祉保健部が対立するような形で、こう本当に県民の医療をどうしようとしているんだと。両方が全然ばらばらで、知事も判断がつかないような状態で今恐らくいらっしゃると思うんです。そういう意味では、基本方針だって、これは拙速だと。僕は今出すべきじゃないと今言ったんですけど。むしろ皆さん、原点に立ち戻って県民の医療をどう守るかっていうのは、病院事業局、いわゆる病院の皆さんにだけ押しつけて、繰出金これだけ必要ならこれで出しましょうよ。それで終わりかって、そうじゃないでしょう。いろんなサポートの仕方があると思うわけね。それがね、全然見られない。皆さん、本当に県立病院を健全化しようとしているか。今の地方公営企業法の全部適用で一生懸命現場の先生方が汗水垂らして本当に過剰な労働を背負い込んで、看護師の皆さんも、医療スタッフの皆さんも頑張っている。それを知事部局の皆さんは全くやってみなさいよっという感じで、傍観者的な感じがして仕方がない。今この議論をずっと見てて、聞いてみても私はそんな思いがする。むしろ今一生懸命、健全化に取り組んでいるこの県立病院の先生方を全庁的に支援をしていく、僕はこの姿勢を見せるべきだと思うんです。そうしないと、本当に県民の医療の確保ができない。福祉保健部長の考え方聞かせてください。それで終わります。

○奥村啓子福祉保健部長 県立病院のあり方検討部会は、何も経営、独立行政法人化ありきで議論は決してなくて、目的そのものが県民のかけがえのない財産であるこの県立病院を将来にわたって維持発展させていくという大前提があって、個別の病院についてこの経営のあり方とか、医療機能のあり方とか、そういういろんな項目にわたって議論しております。その中で、当然病院事業局長のほうから、現在進めている経営改善の概要とかも説明をしていただいております。ですから、全くそういうのを抜きにして議論したということは申し述べておきたいと思います。それから、先ほどの基本構想につきましては、けさ知事

とも調整させていただいたんですけれども、やはりこのきちんと整理して、お互いできちんと整理した形で仕上げて発表しようということになりまして、きょうの知事の発表というのは延期ということになっております。それと、病院事業局に対しての福祉保健部の考え方がありますが、これは決して突き放したような形ではとらえておりません。私たちは、この病院事業、病院長たちをお互い呼んで、知事も三役含めてですね、そういう方針を説明したときに、病院長たちも独立行政法人化がありきではなくて、経営再建計画を自分たちも評価してきちんと頑張っていくということを認めてもらってということで、これだったら職員と一緒に頑張っていけますとおっしゃっていただきました。そういうふうなものを受けて、私たち福祉保健部としては政策医療をどんなふう、離島医療とか、救急医療とか医師確保も含めて政策としてどんなふうやっていくかっていう、今度は福祉保健部のやるべきことってというのが、きちんと果たしていくことがそういう皆さんの努力に対する答えだと思っております。決して突き放してやればいいさというこんな気持ちではないので、この病院を、県立病院を維持発展させていくために、私たちは、私たちの立場で精一杯努力していきたいと思っております。

○奥平一夫委員 質疑じゃなくて、最後に意見を述べて。今政策医療に触れられたんで、私もそのことを非常に危惧していたんです、気になるんですけれども。本当に、この島嶼県沖縄では政策医療っていうのは非常に重要な医療として、やはり柱に据えてやらなきゃならない。特に、公立病院っていう県立病院が、だから勢いそのままの独立行政法人化という形で形態が変わっていくとその政策医療の枠がどうもおかしくなってくるんじゃないかなと。むしろ公立病院だからこそ、政策医療をふんだんに、本当に県民の、県民に対して良質な医療を提供していく、安心な医療を提供していくという、あるいは先ほど申しましたけど離島や僻地と都市部が本当に同じ高度医療も良質に受けられるというそういうことが僕はできると思うんですけど。その独立行政法人化になりますと勢い経営というのが全面に出てきますから、本当に政策医療が十分に担保できるかということ非常に危惧しておりますので、この辺については本当に県民の皆さんと一緒に議論をしていただいて、このことも含めてぜひしっかりと取り組んでもらいたいなと思います。以上です。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

桑江朝千代委員。

○桑江朝千夫委員 1点だけです。先ほど、翁長委員からはこの構想案はつかれてやっと提出されたという表現を使っていましたけれども、これを議員に提出するに当たっては、病院事業局、そして福祉保健部合意の上で提出されているのですか。

○砂川靖医務課副参事 直接この病院事業局の意見書を提出してくださいという電話は病院事業局のほうにございました。それから、うちのほうに相談を受けまして、うちで検討して出しましょうということで提出したということでございます。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり。)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

以上で、県立病院のあり方について及び医療現場の状況についての質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員退席。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

次に、視察調査日程についてを議題に追加することについて、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、視察調査日程についてを議題に追加することについて協議した結果、議題に追加することで意見の一致を見た。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

視察調査日程について議題に追加することについては、休憩中に協議したとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

視察調査日程についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、視察調査日程案について事務局より説明があり、その後協議した結果、案のとおり行うことで意見の一致を見た。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

視察調査日程につきましては、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することとし、議長に対し委員派遣承認要求をしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

なお、委員派遣の日程、場所、目的及び経費等の詳細な事項及びその手続につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 赤嶺 昇